

## 高松市死亡者情報提供取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高松市が保有する死亡者情報の提供の取扱いに関し、その基本的事項を定めることにより、死亡者の尊厳を尊重するとともに遺族等の個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死亡者情報 死亡者に関する情報であって、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 実施機関 高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。
- (3) 行政文書 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。
- (4) 保有死亡者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死亡者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(保有死亡者情報の提供を依頼することができる者)

第3条 実施機関は、死亡者の死亡の当時における次に掲げる者（以下「遺族等」という。）又は遺族等から委任を受けた代理人による、当該死亡者を本人とする保有死亡者情報の提供の依頼（以下「情報提供依頼」という。）があった場合に限り、これを提供するものとする。

- (1) 死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は2親等以内の血族
- (2) 死亡者を相手方とするパートナーシップの宣誓（高松市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づくパートナーシップの宣誓をいう。）をした者（同要綱第8条第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当する者を除く。）

- (3) 死亡者に関する届出、申請その他の手続等を前2号に掲げる者に代わり行うことが認められた者その他情報提供依頼を行う正当な理由があると実施機関が認める者

(情報提供依頼の手続の方法)

第4条 実施機関は、情報提供依頼をする者に、次に掲げる事項を記載した書面（死亡者情報提供依頼書（様式第1号））を、提出させなければならない。ただし、情報提供することを目的として作成し、又は取得した行政文書を対象とする情報提供依頼を行う場合であって、実施機関が死亡者情報提供依頼書の提出を要しないと認めるときはこの限りでない。

- (1) 情報提供依頼をする者の氏名、住所（居所）、電話番号及び情報提供依頼に係る死亡者との関係
- (2) 情報提供依頼に係る死亡者の氏名
- (3) 情報提供依頼に係る情報の内容
- (4) 情報提供依頼の理由
- (5) 情報提供の方法

2 実施機関は、情報提供依頼をする者が、遺族等又はその代理人本人であることを確認しなければならない。本人確認の方法については、法に定める開示請求における本人確認の規定の例による。

3 実施機関は、情報提供依頼をする者に、戸籍謄本その他の遺族等であることを確認できる書類（当該情報提供依頼前30日以内に作成されたものに限る。ただし、パートナーシップ宣誓証明書その他の当該情報提供依頼前30日以内に作成されていないことについて正当な理由があると実施機関が認める書類についてはこの限りでない。）を提出させ、又は提示させなければならない。

4 実施機関は、前条の遺族等の委任を受けた代理人に、次に掲げる事項を記載した委任状（様式第2号）（当該情報提供依頼前30日以内に作成されたものに限る。）を提出させるとともに、前2項に掲げる書類を提出させ又は提示させるものとする。

- (1) 代理人（受任者）の氏名及び住所（居所）
- (2) 遺族等本人（委任者）の氏名、住所（居所）及び電話番号
- (3) 委任する事項
- (4) 委任した年月日

5 実施機関は、死亡者情報提供依頼書に形式上の不備があると認めるときは、情報提供依頼をした者（以下「情報提供依頼者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（死亡者情報の提供）

第5条 実施機関は、情報提供依頼があったときは、当該依頼に係る保有死亡者情報に法第78条第1項各号のいずれかに該当する情報又は当該依頼に係る死亡者の尊厳が損なわれるおそれがある情報（以下「提供不可情報」という。）が含まれている場合を除き、情報提供依頼者に対し、当該保有死亡者情報を提供することができる。

（一部提供）

第6条 実施機関は、情報提供依頼に係る保有死亡者情報に、提供不可情報とそれ以外の情報がある場合において、提供不可情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、情報提供依頼者に対し、当該部分を除いた部分につき提供することができる。

（裁量的提供）

第7条 実施機関は、情報提供依頼に係る保有死亡者情報に提供不可情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、情報提供依頼者に対し、当該保有死亡者情報を提供することができる。

（保有死亡者情報の存否に関する情報）

第8条 情報提供依頼に係る保有死亡者情報が存在しているか否かを答えるだけで、提供不可情報を提供することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該情報提供依頼を拒否することができる。

（情報提供依頼に対する通知）

第9条 実施機関は、情報提供依頼に係る保有死亡者情報の全部又は一部を提供するときは、その旨の決定をし、速やかに情報提供依頼者に対し、その旨及び提供する日時、場所その他実施機関が定める事項を死亡者情報提供通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

2 実施機関は、情報提供依頼に係る保有死亡者情報の全部を提供しないとき（前条の規定により情報提供を拒否するとき、及び情報提供依頼に係る保有死亡者情報を保有していないときを含む。）は、提供をしない旨の決定をし、速やかに、情報提供依頼

者に対し、その旨を死亡者情報提供通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の場合において、情報提供依頼に係る保有死亡者情報の全部又は一部の提供を行わない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

（情報提供の可否等の決定の期限）

第10条 実施機関は、情報提供依頼があった日の翌日から起算して14日以内に、提供の可否等について決定し、情報提供依頼者に対して、通知しなければならない。ただし、第4条第5項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、依頼があった日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、情報提供依頼者に対し、延長後の期間の満了日及び延長の理由を、死亡者情報提供延長通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第11条 実施機関は、情報提供依頼に係る保有死亡者情報に、当該提供依頼に係る死亡者及び情報提供依頼をする遺族等以外の者（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、第9条に規定する提供可否決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条に規定する提供可否決定に先立ち、当該第三者に対し、情報提供依頼に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有死亡者情報を提供しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が、法第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有死亡者情報を第7条の規定により提供しようとするとき

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の提供に、反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該情報提供依頼に係る保有死亡者情報の全部又は一部を提供するときは、提供可否決定の日と提供を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、提供可否決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、提供可否決定をした旨及びその理由並びに提供を実施する日を書面により通知しなければならない。

（提供の実施）

第12条 保有死亡者情報の提供は、実施機関が第9条の規定に基づき通知する、死亡者情報提供通知書により指定する日時及び場所において行う。その際、情報提供依頼者は、依頼の際と同様に、第4条第2項に掲げる本人確認書類を提示しなければならない。

2 保有死亡者情報の提供は、当該保有死亡者情報が、文書、図画、写真又はマイクロフィルムに記録されているときは、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有死亡者情報の提供にあっては、実施機関は、当該保有死亡者情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用の負担）

第13条 前条第2項に規定する保有死亡者情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 高松市情報公開条例施行規則（平成13年高松市規則第3号）第8条の規定は、前項の費用について準用する。

(他法令との調整)

第14条 実施機関は、他の法令の規定により、情報提供依頼者に対し情報提供依頼に係る保有死亡者情報が第12条第2項に規定する方法と同一の方法で提供することとされている場合（提供の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有死亡者情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には提供しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 情報提供依頼に係る保有死亡者情報が、当該情報提供依頼者の個人情報になり得る情報である場合には、法及び条例の定める手続によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（宛先）高松市長

依頼者 住 所  
 （居 所）  
 氏 名  
 電話番号  
 死亡者との続柄（ ）

死亡者情報提供依頼書

課が保有する死亡者情報の提供を次のとおり依頼します。なお、当該情報の提供を受けたときは、適正に利用することを誓約します。

1	情報提供依頼に係る死亡者の氏名	
2	情報提供依頼に係る情報の内容	
3	情報提供依頼の理由	
4	情報提供の方法	<input type="checkbox"/> 写しの閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付
5	写しの郵送希望	<input type="checkbox"/> 有（※本人限定受取郵便によるため別途料金必要） <input type="checkbox"/> 無

※以下は実施機関において記入

情報提供依頼者の確認	本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	法定代理人等	親権者、後見人等であることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本(原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> その他（ ）
	任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状(原本提出) <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書(原本の提示又は提出) <input type="checkbox"/> 委任者を証明するもの(写しの提出)
備考		

注1 「情報提供依頼に係る情報の内容」欄は、依頼しようとする情報が特定できるよう具体的に記入してください。

2 情報提供依頼者は、本人であることを証明する書類及び情報提供依頼者と死亡者との関係が分かる書類を提出し、又は提示してください。なお、これらの書類が確認できない場合は情報提供できませんので、御了承ください。

様式第2号（第4条関係）

委 任 状

(受任者) 代理人	住 所 (居所)	
	氏 名	

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

遺族等本人 (委任者)	住 所 (居所)		登録している印鑑 (実印を押印)
	氏 名		
	電話番号	— —	
委任する事項		<input type="checkbox"/> 死亡者情報提供依頼を行う権限  <input type="checkbox"/> その他 ( )	
添付書類		<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(注) 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（当該依頼前 30日以内に作成されたものに限り。）を添付してください。

ただし、委任者が印鑑登録を行っていない場合に限り、委任者の運転免許証、個人番号カード等その委任者に1点しか発行されない書類の写しを添付してください。



高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

死亡者情報提供通知書

年 月 日付けで受付けた死亡者情報提供依頼に対して、次のとおり取り扱うこととしたので通知します。

1 提供取扱いの種類	<input type="checkbox"/> 全部提供 <input type="checkbox"/> 一部提供 <input type="checkbox"/> 提供不可
2 提供する情報の内容	
3 提供の場所及び日時	<input type="checkbox"/> （場所） _____  <div style="text-align: center;">             午前              （日時） 年 月 日 時 分              午後           </div> <p>当日、本人又は法定代理人等であることを証明する書類を持参してください。</p> <input type="checkbox"/> 写しの送付による
4 提供しない部分とその理由	（提供しない部分）  （理由） 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当
5 主管課名	電話（      —      /担当：      ）
6 備考	

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

死亡者情報提供延長通知書

年 月 日付けで情報提供依頼のあった死亡者情報については、次のとおり情報提供等の期限を延長することとしましたので通知します。

1 情報提供依頼のあった死亡者情報の内容	
2 当初の通知期間の満了日	年 月 日 ( )
3 延長後の通知期間の満了日	年 月 日 ( )
4 延長の理由	
5 主管課名	電話 ( — /担当 : )
6 備考	